

聖籠町国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月16日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町条例第5号

聖籠町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

聖籠町国民健康保険税条例（昭和34年聖籠町条例第9号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項を次のように改める。

普通徴収の方法によって徴収する国民健康保険税の納期は、次のとおりとする。

- 第1期 7月16日から同月31日まで
- 第2期 8月16日から同月31日まで
- 第3期 9月16日から同月30日まで
- 第4期 10月16日から同月31日まで
- 第5期 11月16日から同月30日まで
- 第6期 12月16日から同月28日まで
- 第7期 1月16日から同月31日まで
- 第8期 2月16日から同月末日まで
- 第9期 3月16日から同月31日まで

第17条及び第18条を次のように改める

第17条及び第18条 削除

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（適用区分）

第2条 この条例による改正後の聖籠町国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。